

第4回小田原市下水道運営審議会会議録

1 日時 平成25年2月12日(火)13時30分から15時50分まで

2 場所 小田原合同庁舎 2階 2D会議室

3 出席者

(1) 委員 (12名)

茂庭 竹生、伊澤 二三雄、木村 貞雄、重松 義也、野村 チエ子、
金井 保江、荻野 節子、太田 あかね、佐藤 宏子、望月 正光、
佐藤 治郎、永瀬 文雄

(2) 事務局 (10名)

府川下水道部副部長、多田下水道部管理監、津田下水道総務課長、瀬戸下水道管理センター担当課長、高木下水道管理センター担当副課長、金子下水道整備課副課長、石塚総務係長、杉山業務係長、原田主査、和田主査

4 議題

(1) 下水道事業の概要説明⑤「下水道事業の課題と取り組み」

事務局から、前回の質問事項「下水道受益者負担金」にかかる回答及び配布資料「下水道事業の課題と取り組み」の説明を行う。途中、説明内容の区切りごとに質疑応答を4度行った。

〈質疑応答1〉

委員：本日の資料の4ページ目上段の部分で、市から下水道会計への繰出金について、平成24年度は24億円との説明があったが、1ページ目下段の図のどの部分で24億円が入っているのか教えてもらいたい。

事務局：1ページ目下段の図で、一番左の下水道管理費の財源の一番左の一般会計繰入金15億9千万円、その右の一般会計繰入金5億8千万円及び下水道整備の部分の一般会計繰入金等2億8

千万円で、合計する 24 億 5 千万円となる。右の一般会計繰入金等 2 億 8 千万円の部分には他の財源も含まれているので、この 3 件の合計で 24 億円となる。

会 長：表の左の部分に記載されている一般会計繰入金の 15 億 9 千万円については、雨水分が含まれているため、使用料収入で賄う部分ではなく、一般会計で負担すべきものであり、繰入金としての理由があるが、問題となるのは、真ん中の一般会計繰入金 5 億 8 千万円で、本来は下水道使用料で賄わなければならないものの不足分を、市の一般会計からの繰出金で補っているということによいか。

事務局：会長のおっしゃるとおりで、若干補足すると、左側の公費負担分 25 億 9 千万円については、基本的には雨水に係る経費と言って構わないが、この中には汚水にかかる公費負担分も含まれており、中段の費用のところ、公費負担分の維持管理費として 2 億 3 千万円の記載があるが、これは全て汚水にかかる公費負担分としてご理解いただければと思う。雨水渠の整備にかかる公費負担分については、後年度の返済費としての資本費しかないもので、維持管理費については、全て汚水分である。繰入金の中で一番大きい 15 億 9 千万円は、前回もご説明したが、一般会計繰出基準に基づく、基準内の繰入金である。右側の繰入金 5 億 8 千万円については、不足分補填にかかる部分で、本来下水道使用料で賄わないといけないことになっている。

会 長：補足の部分について、15 億 9 千万円については、雨水だけでなく、本来、水環境整備の中で使われる汚水処理費の分も基準内に含まれたとのことで、昔は基準外であったが、今は基準内であるとのこと。事務局が一番言いたかったのは、一般会計繰入金の 5 億 8 千万円をどうするかということと思う。本来は下水道使用料で賄わなければならない額の 15% くらいを、赤字補てんの意味合いのある基準外繰入として、一般会計で賄っているという状況である。

〈質疑応答 2〉

会 長：汚水量と使用料収入のこれまでの推移の表について、この中に料金改定が何回か行われていると思うが、何年に行っているか。

事務局：平成 14 年、平成 17 年、平成 22 年の 3 回行っている。

会 長：14 年に改定したということは、翌年の平成 15 年の収入に反映されているということか。17 年改定は 18 年に、確かに右肩上がりになっているようだ。また、今後の見通しについては、使用料改定を行わない場合ということか。

事務局：改定無しでの見込みである。

委 員：本日の資料の 9 ページ目上段の図について確認したい。普及促進策として補助金制度について、合併処理浄化槽からの切り替えの場合の補助金は 12 万円とあるが、汲み取り等からの場合は 5 万円となっている。なぜ汲み取りの方からの切り替えの方が低くて、合併処理浄化槽からの方が高いのか。差をつけている理由をお聞きしたい。

事務局：本市の下水道の整備計画では、平成 20 年ごろまでに全てを終わらそうと目指している時期があったが、いろいろな理由により整備が遅れている。平成 13 年度の法改正を機に、家庭用の浄化槽を新設する際は、トイレからの汚水だけを処理する単独浄化槽から、家庭から出る全ての汚水を処理する合併処理浄化槽へと切り替わった。そのため、平成 13 年度以降に新築されたご家庭は、下水道未整備の場合、高額な合併処理浄化槽の設置を余儀なくされたことを考慮し、合併処理浄化槽から下水道に切り換えた場合については、7 万円増額するという制度を追加した。今後の整備区域には、こうした合併処理浄化槽を利用している比較的建築年数の浅い物件が多くなっていくという中で、新たな接続促進策として改正したものである。

委 員：本日の資料の 9 ページ目下段の汚水量と使用料収入の見通しのグラフについてだが、平成 24 年度以降の小口増加分が占める割合として、青い色を付けてあるが、これを少しずつ増や

していくというのは、どういう見込みから出しているのか、また、大口の有収水量について追加はされていないように見えるが、商業施設が出来たり、大手企業の進出などがあつたりして、多少は水量への貢献が見込まれる部分があると思うが、大口の追加については全く無いという想定でよいのか。

事務局：青色の小口増加の動向については、平成 24 年度を起点に、現在、毎年度 1,000 件から 1,500 件程接続件数が増えていることから、増加分については、 $1,000 \text{ 件} \times 35 \text{ m}^3 / 2 \text{ か月} \times 6 \text{ 回}$ を年間の汚水量とし、また、それに単価をかけたものを使用料として計算した。小口の増加を毎年度確実に増やしていくことで、毎年の分は小さくても、毎年度積み重なっていくので、年を重ねるごとに増えていくということである。大口の動向について、個別で見れば増加要素があるとは思いますが、過去の動向を見て、件数については減少すると見込んでいる。

会 長：件数の減少については、世間の世相を反映していると思うが、それよりも、事業所側で排水の回収をする、日本全体では 85% くらいが回収水で工場を回しているが、回収率が上がることは想定していないのか。

事務局：水量等の予測については、あまり個別の動きを考慮に入っていない。過去からの動向をみて、未来の数値を予測している。

会 長：過去の数値から未来予測をしたということか。また、別件であるが、小田原市の地図が出ており、重点地区があることは分かるが、既に整備がほとんど終わっている地区がある一方、中には未整備地区がところどころある地区もある。未整備地区が残された理由は何か。

事務局：ところどころ残っている部分については、個別に理由が異なっていると思う。下水道整備にあたり、道路に下水道管を入れる必要があるが、地下の埋設物のために下水道管渠を入れるスペースが無いケースや、家屋が少ないケース、国庫補助事業を主体に事業を進めていく中で、汚水量が見込めないところは国庫補助が使えず、市の自前の財源で下水道管渠を整備しなければならないため、積み残しとなっているケースなど

がある。第2回審議会の際にご覧いただいたように、重点整備地区でないところも、沿線の要望熟度に応じ、臨機に対応したもので、今後も柔軟に対処してまいりたい。

会 長：個々の事情はあると思うが、この図を見ると、周囲は整備されているのに、何故ここだけがつながらないのかといったところもあるかもしれない。道路が狭い等の理由はあると思うが、下水道計画区域であるので、いずれは整備されていくだろうと思う。

委 員：経営関係資料2の17ページの、下水道の効率性、収益性の欄で、使用料回収率が100%であることが望ましいと書いてあるが、平成22年度が88.6%、平成23年度が85.8%である。100%であれば、使用料収入で汚水処理経費を賄っていることを示す。との記載がある。使用料回収率が100%になっていない理由があればお伺いしたい。

事務局：過去に何度か下水道運営審議会を開催させていただき、使用料改定を行っているが、現時点で使用料回収率が100%にならない理由としては、過去に下水道整備を行った費用を資本費とし、公債費として長期償還を行っているが、これを下水道使用料で返還していかなければならず、この償還額がかなりの高額となっている。公債費は30年間のローンと同じなので、直ちに少なくすることが出来ない。何とか使用料回収率を100%にするために、改定を行ってきたところであるが、100%にすることは、皆様の負担が急増することになるため、急激に高くなるように、段階的に使用料を改定し、料金の値上げを行っている。従前よりもだんだんと経費回収率は上がってきており、現在は85%程度となっている。

会 長：先ほど説明があった基準外繰入金が15%ほどあり、これが残りとなっている。本来はかかった金額の全てを使用料収入で賄わねばならないが、実際は料金の設定から85%程度しか回収できておらず、残りの15%については、市の一般会計から基準外繰入という形で補ってもらっているということである。

委 員：水洗化率と使用料収入の関係について、平成32年に水洗化率

を 96%にすると、使用料収入としては中期ビジョンでは 30 億 7 千万円が達成できると計算されるのか、それとも 30 億 7 千万円の収入を確保するためには水洗化率を 96%にする必要があると理解すればよいのか教えていただきたい。

事務局：水洗化率 96%について、基礎資料編 6 の小田原市下水道中期ビジョンの 45 ページの最下段の下水道接続率の部分に、平成 32 年度の見込みとして約 96%という数字がある。ここでは、96%に至るという予定の中での見込みであり、これまでの取り組みは、水洗化率のグラフの平成 24 年度のあたりをご覧くださいと、伸び率としてはほぼ同じ形となっており、十分実現可能な数字であると考えている。設定としては中期ビジョンの 96%を想定し、事業を実施している。

会長：収入等は水洗化率が 96%になることを前提に計算されているということで良いか。

委員：本日の資料 8 ページ上段の供用開始戸数の増という地図の資料について、せっかく污水管を埋設しているにも関わらず、水洗化せずに接続していないものを、つないでもらう目標として 96%にされているが、一番重要と思われるのは、住宅密集区域で水洗化してもらうことだと思うが、接続要望の高い箇所から工事を行なうことも大事である。地区ごとにどれくらいの水洗化率になっているのか、地図等はあるのか。

事務局：本日、資料としては持ち合わせていないが、地区ごとの接続率は把握している。

委員：水洗化率を上げていくという目標を立てるならば、町内会や自治会などに働きかけをする際に、この地区では低すぎるということを示し、対策を実施していくので協力をお願いしたいという働きかけを行うのが大事なのではないか。地元要望の高い地域も把握できると思う。せっかく污水管を布設したならば、つなげてもらわなくては話にならない。つなげてもらうことを中心に考えるならば、どのくらいつながっているのかを示していく必要がある。どんな状況かも見てみたい。住宅が密集しているところや、計画が出来る前から接続して

いるところの方が、水洗化率が高いのは分かっている。検討してほしい。

事務局：新たな整備地域で事業を始める際に地域説明会を行うが、整備が終わってしまうと、あとは個別の説明となってしまう。市としても地区ごとにお願ひし、地元からの声を味方につけたいとは思いますが、誰が接続していないかは個人情報ということもある。まずは下水道接続が可能となってから3年経過した物件については貸付金等に対応するなど、個別にお願ひしている状況である。空白区域のあるところは、宅地化が進んでいなかったところでもある。蓮正寺や飯田岡地区などは、以前農地であった部分であり、近年は宅地化が進み、それに追随する形で下水道に接続してもらっている。栢山駅周辺の曾比地区については、平成19年度以降に整備を始め、これから管渠を整備していかねばならない地区であり、接続促進を行っていきたいと考えている。

委員：水洗化率についてだが、色つきで残っている部分は、住民の要望が少ないところと、市の事業が遅れているところが混じっているのか。

事務局：重点地区については計画的に事業を推進していくと位置付けている場所であるが、地元要望の高いところとは、現場見学いただいたように、整備済み地区の中に点在してしまっているような箇所である。なぜ残ってしまっているかという点、多くがまだ土地利用が図られていないとして、近年、開発等により住宅化が行われているところである。こうした区域では、住宅化による新築の場合、下水道接続の要望が非常に高いため、下水道が未整備であれば、柔軟に下水道を伸ばしていく方針である。整備の度合いにもよるが、あと10～20メートル延ばせば下水道接続になるというような場合は、状況を見て、地元の要望を聞きながら対応していく。

〈質疑応答3〉

委員：使用料回収率の考え方について、使用料収入を汚水処理費で

割ったものとの記載があるが、汚水処理費は、有収水量に対する費用か、不明水に対する費用か、二つの見方があると思う。回収率を 100%にしたいとのことであったが、「維持管理費用の抑制」の中に不明水の話があったと思うが、これも処理費に入ってくると思うが、不明水を経費の中に含めた場合、使用料収入で 100%を賄うということは、不明水の処理費も使用料で賄わなければならないということか。

会 長：不明水の処理にかかる費用の経費負担についての質問と思うがどうか。

事務局：使用料対象経費の汚水処理費には、一定量の計画的な不明水の処理費を含んでおり、計画量を超えた部分は、公費負担としている。実際には、不明水は計画量を大きく上回っている状態であり、一般会計の負担となるため、全体経費の縮減として、不明水の処理方法のお話をさせていただいた。

会 長：本日の配布資料 14 ページの図で言うと、不明水の処理費はどの部分に該当するかということだと思うが。

事務局：公費で負担する部分もあれば、使用料収入で負担する部分もあり、両方の負担となっている。

会 長：下水道計画を策定する際に、不明水を例えば 15%～20%と見込み、見積もった部分については私費（使用料）の部分に入り、超えた部分については公費で負担するということか。

事務局：そのとおりである。

会 長：今はどれくらいの割合か。

事務局：不明水の計画量は、日量 1 ヘクタール当たり 4 m³、整備面積から、年間で約 3 5 7 万 m³となる。平成 23 年度決算では、総処理水量の 10%程度を計画不明水として下水道使用料で賄った。また、計画不明水は、地下から浸水を見込んでおり、雨水の浸入や誤接続は想定していない。

会 長：経営関係資料 17 ページの有収率の部分を見ると、平成 23 年度では 63.5%となっているが、30%以上の不明水があるということか。

事務局：そのとおりである。

会 長：そのうちの10%については、使用料の中で賄い、超えた部分は基準内の繰り入れで公費負担として扱うということか。

事務局：そのとおりである。

委 員：配布資料12ページ下段に、下水道施設の長寿命化という記載がある。既に始めておられるのか、それとも今後行っていくのか、具体的な調査、健全度評価や、維持補修改築計画等がどのように進められるのかお聞きしたい。

事務局：調査については、平成18年度から、国の補助をいただいてカメラ調査を進めており、何kmか終了している。この調査結果に基づき、悪いところについて、平成24年度に長寿命化計画を策定し、5年間のスパンで計画を立て、老朽化の進んでいる、主に陶製の管が布設されている区間の多い、中心市街地から改築を進める予定で、現在、長寿命化計画の策定を行っているところである。

委 員：下水道施設の長寿命化に関連して、平成25年2月3日付けの朝日新聞で、県内の下水道耐震化率が11%で、小田原は19.1%という記事が掲載されていた。県では、平成18年度の一番のポイントとして耐震化を掲げていたようだが、どうなっているのか。

事務局：市内の耐震化率が19.1%であるとの報道があった件について、市内下水道の主要な幹線、例えば避難所から下水道処理場までなどの全延長のうち、現在までに耐震化してある区間の延長の割合を報じられたが、平成10年以降は耐震化の施工がされているということで、それ以前に施工されたもの、すなわち旧耐震基準で施工されたものについては、耐震化対策がされていないということになるが、それ以前についても耐震化を行っている部分があるので、その部分を差引して19.1%という状況である。耐震改修が必要なところは、長寿命化と平行して、総合地震対策で事業を実施しており、ちょうど平成25年度で第1次の総合地震対策の計画期間（5年間）が終了するため、平成26年度から第2次となる総合地震対策計画により事業を継続する予定である。

委員：耐震化率の一覧表を見ると、愛川町で 96.9%が対策済みであるとのこと。小田原は地震に対して非常に敏感な土地であると思うが、19.1%とは遅れている感じがするがどうか。

事務局：小田原の下水道事業は、昭和 36 年くらいから本管の布設を始めており、当初は陶管という焼き物の管を使用しており、当初の間はかなり使われていた。それが中心市街地では多く使用されている。下水道事業の開始時期がかなり早かったため、耐震基準が出来て以降の布設の比率は低くなっている。

会長：水道、下水道、道路や橋なども含めて、先日は笹子トンネルで事故が発生したが、あれは地震が原因ではないものの、社会基盤の老朽化や耐震化対策については非常に大きな問題となっている。水道や下水道の管渠は目に見えないわけであるが、50 年もつとしたら、毎年 2%ずつ更新していく必要がある。東日本大震災や、その前の阪神淡路大震災を経て、だいぶ耐震化に力を入れてきているが、厚生労働省が最近発表した資料によると水道の場合全国の管路年間更新率がようやく 1.6%に到達した状況であり、その前までは 1%程度であった。またその 1%になるのにもかなりの時間がかかった。下水道も数字は低いですが、水道に比べれば全国的に施設が新しいが、これから耐震化に力を入れていこうと思う。

〈質疑応答 4〉

会長：企業会計化及び今後の経営見通しについて、企業会計化は義務付けされたのか。

事務局：まだ義務付けにはなっていない。

会長：いずれやらざるを得ないということだろう。企業会計化されれば、減価償却の考え方がはっきりしてくる。事業の会計には、本来は減価償却した方が良く、資産の増加のように見えても、実際は借金が増えるだけであるが、企業会計化では一般の会社で行っている会計報告と同じ形になるので、そのあたりが分かりやすくなる。

委員：企業会計化について簡単に説明したい。家を建てた場合、1

年経つと、50年間使える家なら、あと49年しか使えなくなる。個人が家を建てた場合、使って減った分を費用に考えない。50年経ったら、まっさらな状態から、またローンを借りて、家を建てることになる。ところが、会社を経営している方の場合、工場等の設備について、それらが無いと何も作れなくなるので、50年経ったら工場を作り直すことが出来るように準備を始める。50年経ったら工場も何もありませんということが無いよう、そのための費用をちゃんと積み立てておく。これが減価償却の考え方である。個人の場合は、家を建てたら、減価償却ということは全く考えないし、家に住んでいるので、あっちを直し、こっちを直しでいいやとなり、建て替えの時期にはまっさらで、またローンを借りればいいやと考えるが、物を作る場合、企業経営の考え方では、ちゃんと準備を行う。下水道の設備も、50年経ってまっさらになった時に、もう明日から使えませんとなった時に、何も残っていないとなるとどうするかということで、企業会計化されるというのは、50年経ったときに何も残っていないということが無いよう、事前に準備を行うことである。減価償却して、50年後の次の世代の、次の市民のために準備を行い、かかる費用をためていくことである。

委員：準備なんかよりも進んでない感じがするが。

委員：そのあたりは市長さんに尋ねた方が良くかもしれない。

会長：下水道の整備を行うと、それが全部、下水道使用料にかかってくるので、導入せざるを得なかったということだろう。本来なら、例えばこのペンを1本作るのに、機械が必要になってくるが、機械を動かす費用として経費が出るが、その経費の中に、この機械の費用を償却しないと正確な経費が出なくなってしまう。本当は原価にはそれが入らなければならないが、今はそれを入れずに、皆さんから使用料をいただいている。家の場合は、ローンがあるので償却費を積み立てたりしてはいないし、難しいと思う。国が単年度会計、単式簿記でお金が出たことだけを記してきたので、それを地方もそのま

まやっている。その場合、事業にかかった金額が分からなくなってしまう。

委員：企業会計になった場合、下水道料金は上がるのか。

会長：上がるというよりも、財政の悪い状況が全部表にあぶり出される。それで料金を上げていくのは、別の問題であると思う。将来的に、水道と下水道が一緒になった時に、人件費を少しでも減らそうという動きが出てくると思う。これは、建設の時代から維持管理の時代に入ったということもあると思うが、その時のために企業会計化しておかないと、一緒にはなれないと思う。水道は嫌がっていると思うが。

5 その他

事務局から次回以降の日程について説明を行った。